

和東町地域防災計画

【資料編】

令和7年（2025年）3月

和東町防災会議

目 次

資料 1	和束町防災会議条例.....	1
資料 2	和束町災害対策本部条例.....	3
資料 3	災害対策本部組織図.....	4
資料 4	災害対策本部事務分掌.....	5
資料 5	本町の危険箇所「山腹崩壊危険地一覧」、「崩壊土砂流出危険地一覧」、「急傾斜地崩壊危険箇所一覧」、「土石流危険溪流一覧」、「地すべり危険箇所一覧」.....	9
資料 6	土砂災害警戒区域・特別警戒区域.....	14
資料 7	水害・土砂災害時に避難を要する要配慮者利用施設一覧表.....	18
資料 8	文化財一覧.....	19
資料 9	食料及び生活必需品の調達ルート.....	23
資料 10	避難所等一覧.....	27
資料 10-2	災害時重要給水施設一覧.....	28
資料 11	災害対策本部の標識及び職員の証票.....	29
資料 12	災害情報等の災害情報報告用紙（様式第 1 号）.....	30
資料 13	災害情報等の災害概況即報（第 4 号様式）.....	31
資料 14	災害情報等の災害確定報告（第 1 号様式）.....	35
資料 15	災害情報等の災害中間年報（第 2 号様式）.....	37
資料 16	災害情報等の災害概況即報（様式第 3 号）.....	38
資料 17	被害程度の認定基準.....	39
資料 18	非常無線通信経路図.....	42
資料 19	災害救助法による救助の内容等.....	43
資料 20	本町の消防団組織表.....	49
資料 21	消防団車両等保有状況.....	50
資料 22	水防活動実施報告書.....	51
資料 23	災害対策用ヘリコプター離着陸場.....	53
資料 24	災害時応援協定の締結一覧.....	54

資料1 和東町防災会議条例

○和東町防災会議条例

昭和38年11月30日

条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、和東町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 和東町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 和東町の地域にかかる災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、町長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げるもののうちから、町長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 陸上自衛隊の職員
 - (3) 府の知事の部内の職員
 - (4) 府警察の警察官
 - (5) 町長の部内の職員
 - (6) 相楽東部広域連合教育長
 - (7) 相楽中部消防組合消防長及び消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が防災に関し必要と認める機関の職員及び知識経験者

6 前項の委員の定数は、25人以内とする。

7 第5項第8号及び第9号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、京都府の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のあるもののうちから町長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和38年11月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則(平成21年条例第5号)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

2 改正後の条例第3条第7項の規定にかかわらず、この条例の施行日以後最初に委員に委嘱されたものに係る任期は、平成22年12月7日までとする。

資料2 和束町災害対策本部条例

○和束町災害対策本部条例

昭和38年11月30日

条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第7項の規定に基づき、和束町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属する災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

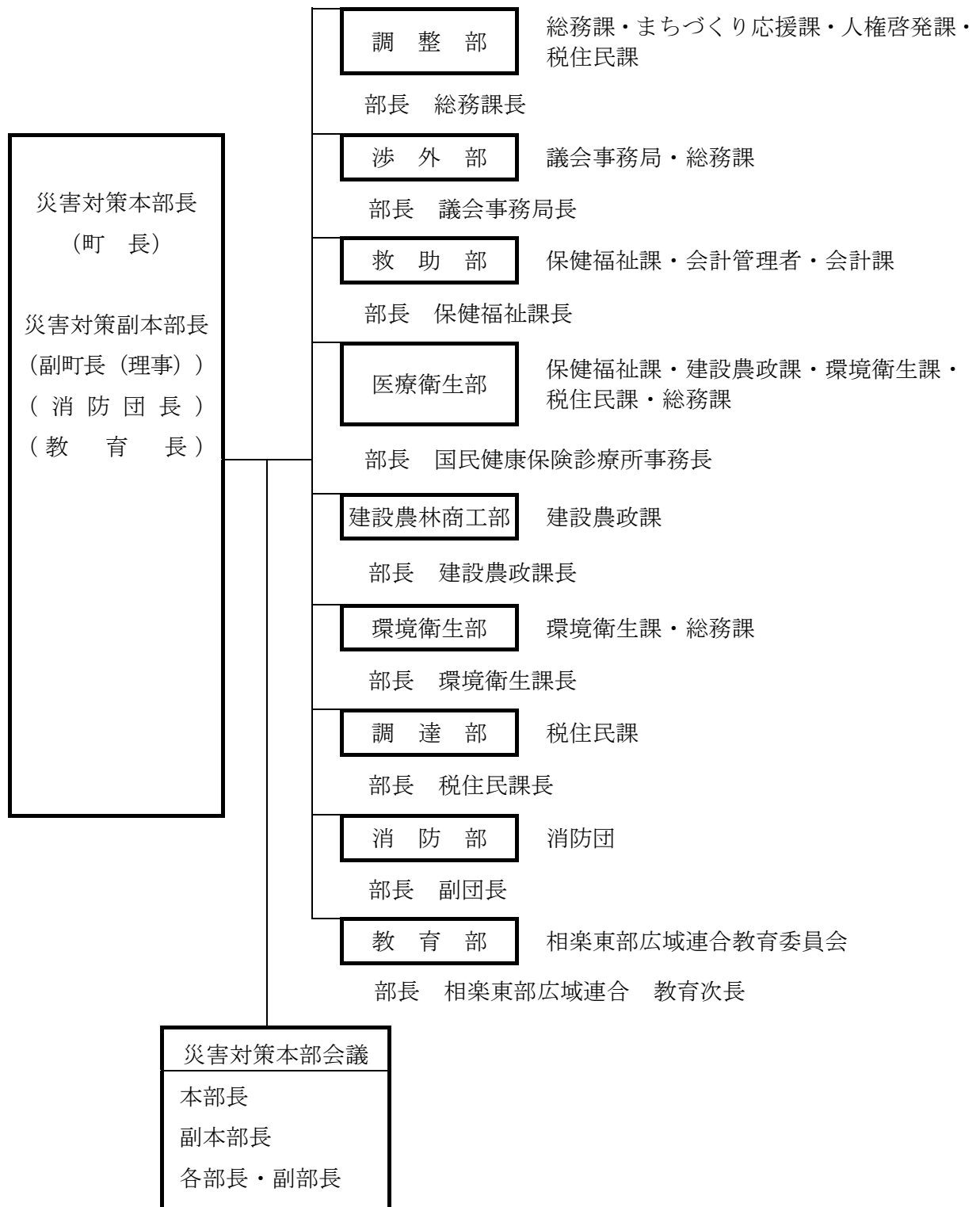
この条例は、昭和38年11月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料3 災害対策本部組織図

○和束町災害対策本部機構



資料4 災害対策本部事務分掌

本部名	課等（平常時）	係（平常時）	事務分掌
調整部	総務課	庶務係 財政係 行政係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部の設置、運用及び閉鎖に関する事 2. 命令及び決定事項に関する事（避難情報の発令を含む） 3. 通信手段の確保に関する事 4. 被害状況の総括及び情報、資料等の収集整理に関する事 5. 災害現地調査に関する事 6. 広報活動及び報道機関との連絡に関する事（安否情報の提供を含む） 7. 対策本部要員及び職員の動員に関する事 8. 庁内の管理及び警備に関する事 9. 災害予防及び応急対策の調整に関する事 10. 危険物施設等の応急対策に関する事 11. 災害救助法の適用に関する申請等に関する事 12. 関係機関に対する連絡及び要請、受入れに関する事 13. 自衛隊の派遣要請、受入れに関する事 14. 対策本部の連絡に関する事 15. 観光客の保護及び帰宅困難者対策に関する事 16. 被災証明書の発行及び被害家屋調査に関する事 17. 消防団員の出動等に関する事 18. 部の受援活動に関する事 19. 他の部の所掌に属さない事項
	まちづくり応援課	企画係 観光係 調整係 ワールドマスターズゲームズ準備室（海洋センター）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 課業務の総括に関する事 2. 係の業務の総括に関する事 3. 地域おこし協力隊に関する事 4. 関係機関等との連絡調整に関する事
	人権啓発課	啓発調整係 （人権ふれあいセンター） （いきいきこども館）	（総務課と同じ）

本部名	課等（平常時）	係（平常時）	事務分掌
渉外部	議会	議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町議会との連絡調整に関する事 2. 社会秩序の維持に関する事 3. 各種陳情の応接に関する事 4. 被災地の慰問、国、府関係機関、その他各種団体の慰問等に関する応接に関する事 5. 部の受援活動に関する事
	総務課	庶務係 財政係 行政係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町議会との連絡調整に関する事 2. 社会秩序の維持に関する事 3. 各種陳情の応接に関する事 4. 被災地の慰問、国、府関係機関、その他各種団体の慰問等に関する応接に関する事
救助部	保健福祉課	福祉係 健康係 保健係 子育て支援係 (児童クラブ) (和束保育園) (子育て支援センター)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所の設置及び運営に関する事（福祉避難所を含む） 2. 救助に必要な情報収集及び調査に関する事 3. 要配慮者に関する事 4. 社会福祉施設等の被害状況調査及び応急措置に関する事 5. 救助物資の輸送に関する事 6. 救助物資の受領及び配付に関する事 7. 炊き出しに関する事 8. ボランティアの受け入れ、連絡調整に関する事（専門ボランティアを含む） 9. 母子世帯被害状況調査及び母子福祉資金の緊急貸付に関する事 10. 災害救助法に基づく生業資金の貸付に関する事 11. 部の受援活動に関する事 12. その他の救助に関する事（他の部に属する救助を除く）
	会計管理者・会計課	会計係	(保健福祉課と同じ)

本部名	課等（平常時）	係（平常時）	事務分掌
医療衛生部	保健福祉課	福祉係 健康係 保健係 子育て支援係 国民健康保険診療所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害救助法に基づく医療救助及び助産に関すること 2. 京都府山城南保健所との連絡に関すること 3. 一般医療救護に関すること 4. 日本赤十字社京都支部及び関係医療機関との連絡調整に関すること 5. 感染症予防対策に関すること 6. 被災者の健康管理と心のケアに関すること 7. 部の受援活動に関すること
	環境衛生課	企画係 管理係 環境係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 環境衛生対策（生活ごみ、がれき及びし尿の処理、家庭動物の保護収容等）に関すること 2. 家畜の被害状況調査と防疫指導に関すること 3. 簡易水道施設の整備点検に関すること 4. 飲料水の供給に関すること 5. 簡易水道施設の被害状況及び応急対策と復旧に関すること 6. 下水道施設の整備点検に関すること 7. 下水道施設の被害状況及び応急対策と復旧に関すること
	建設農政課	庶務係 建設係 産業係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路、河川、橋梁、その他建設事業に関すること 2. 公営住宅に関すること 3. 国土調査に関すること 4. 農林業の振興に関すること 5. 治山及び土地改良に関すること 6. 商工に関すること 7. 農林道整備に関すること
	税住民課	税務係 住民戸籍係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 遺体の処理及び埋火葬に関すること
	総務課	庶務係 財政係 行政係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 義援金品の受付、配分に関すること
農林商工部	建設農政課	庶務係 建設係 産業係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農林商工関係被害状況の収集整理に関すること 2. 米穀販売業者における在庫量の調査、炊き出し用並びに被災者に対する主食供給に関すること 3. 農作物の応急対策と指導に関すること 4. 被災農林商工業者に対する融資等の申し込み斡旋に関すること 5. 部の受援活動に関すること

本部名	課等（平常時）	係（平常時）	事務分掌
建設部	建設農政課	庶務係 建設係 産業係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公共土木施設、農地、農林業施設等の被害状況の収集整理に関する事 2. 道路、橋りょう等の整備、点検及び被害状況等通行可否の調査に関する事 3. 水防関係情報の収集及び連絡に関する事 4. 交通規制及び道路障害物の除去に関する事 5. 水防関係施設、資材の整備及び調達輸送に関する事 6. 公共土木施設、農地農林施設の応急対策と復旧に関する事 7. 被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定に関する事 8. 災害救助法に基づく仮設住宅建設に関する連絡調整 9. 部の受援活動に関する事
	総務課	庶務係 財政係 行政係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 河川、ため池等水防活動の現地指導及び指示に関する事 2. 災害救助法に基づく住宅応急修理、住宅関係障害物除去に関する連絡調整 3. 住宅等復旧融資の申し込み斡旋に関する事
調達部	税住民課	税務係 住民戸籍係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 食料品、衣料品その他生活必需品等の救助物資の調達に関する事 2. 物資の集積場所に関する事 3. 家屋等復旧資材の斡旋に関する事 4. 復旧労務の斡旋に関する事 5. 部の受援活動に関する事
消防部	消防団	—	<ol style="list-style-type: none"> 1. 火災情報の収集に関する事 2. 火災、風害、地震、水害等の場合における消防団活動及び水防活動に関する事 3. 消防、水利対策に関する事 4. 消防、水防資器材、施設の整備に関する事
教育部	相楽東部広域連合教育委員会	—	<ol style="list-style-type: none"> 1. 教育関係被害状況の収集整理に関する事 2. 被災児童、生徒の応急教育に関する事 3. 学校教育施設の応急復旧に関する事 4. 文化財等の被害状況調査及び応急対策に関する事 5. 災害救助法に基づく学用品給与など児童生徒に関する救助に関する事 6. 部の受援活動に関する事

資料5 本町の危険箇所「山腹崩壊危険地一覧」、「崩壊土砂流出危険地一覧」、「急傾斜地崩壊危険箇所一覧」、「土石流危険渓流一覧」、「地すべり危険箇所一覧」

○山腹崩壊危険地

No	危険地区番号	地区名	位置	危険度				面積 (ha)
				調査年月	山腹崩壊危険度	被災危険度	危険地区の危険度判定	
1	365-1	撰原湯谷山	撰原湯谷山	H19.3.30	c1	a2	B	69
2	365-2	坂口	石寺坂口	H19.3.30	b1	a2	A	8
3	365-3	向出	白栖森田	H19.3.30	b1	a2	A	17
4	365-4	奥林	撰原奥林	H19.3.30	c1	a2	B	2
5	365-5	中出	白栖大畑	H19.3.30	b1	a2	A	15
6	365-6	猪ヶ口	白栖猪ヶ口	H19.3.30	c1	c2	C	1
7	365-7	東谷	石寺東谷	H19.3.30	c1	c2	C	2
8	365-8	上杣田	杣田中杣田	H19.3.30	c1	a2	B	6
9	365-9	大玉	杣田南	H19.3.30	c1	b2	C	2
10	365-10	板橋	湯船藪田	H19.3.30	c1	c2	C	3
11	365-11	廻り戸	湯船赤岩	H19.3.30	c1	c2	C	2
12	365-12	カヤノ木谷	湯船藪田	H19.3.30	b1	c2	C	1
13	365-13	宮坂	別所宮坂	H19.3.30	b1	a2	A	4
14	365-14	道無	湯船赤岩	H19.3.30	b1	c2	C	6
15	365-15	中山	湯船中山	H19.3.30	b1	c2	C	19
16	365-16	大原	湯船大原	H19.3.30	b1	a2	A	5
17	365-17	知原	湯船岩倉	H19.3.30	b1	a2	A	18
18	365-18	立花	木屋立花	H19.3.30	b1	a2	A	10
19	365-19	西谷	原山西谷	H19.3.30	c1	a2	B	9
20	365-20	養治	原山養治	H19.3.30	b1	a2	A	22
21	365-21	向井山	原山向井山	H19.3.30	b1	c2	C	9
22	365-22	根尻	湯船五ノ瀬	H19.3.30	b1	a2	A	9
23	365-23	岩倉	湯船岩倉	H19.3.30	c1	a2	B	8
24	365-24	青石谷	湯船藪田	H19.3.30	c1	c2	C	4
25	365-25	西ノ追	湯船藪田	H19.3.30	b1	c2	C	4

No	危険地区 番号	地区名	位置	危険度				面積 (ha)
				調査年月	山腹崩壊 危険度	被災 危険度	危険地区 の危険度 判定	
26	365-26	小釜谷	湯船 藪田	H19.3.30	b1	c2	C	2
27	365-27	サガネ追	湯船 藪田	H19.3.30	c1	c2	C	11
28	365-28	コセガ追	湯船 藪田	H19.3.30	b1	c2	C	1
29	365-29	奥出	門前 奥出	H19.3.30	c1	a2	B	11
30	365-30	日室	門前 日室	H19.3.30	b1	a2	A	2
31	365-31	原山 長尾	原山 長尾	H19.3.30	c1	a2	B	2
32	365-33	白栖 西谷	白栖 西谷	H19.3.30	a1	a2	A	2
33	365-34	藤	湯船 藪田	H19.3.30	a1	c2	B	24
34	365-35	マス谷	湯船 藪田	H19.3.30	a1	c2	B	35
35	365-36	花折	中 花折	H19.3.30	c1	c2	C	3
36	365-37	両神	中 両神	H19.3.30	b1	c2	C	6
37	365-38	向井出	湯船 向井出	H19.3.30	b1	c2	C	5
38	365-39	若山	別所 若山	H19.3.30	c1	a2	B	7

○崩壊土砂流出危険地

No	危険地区 番号	地区名	位置	危険度				面積 (ha)
				調査年月	崩壊土流出 危険度	被災危険 度	危険地区 の危険度 判定	
1	365-1	大原	湯船 大原	H19.3.30	c1	a2	B	0.45
2	365-2	赤岩	湯船 赤岩	H19.3.30	c1	c2	C	0.36
3	365-3	中尾	別所 中尾	H19.3.30	a1	a2	A	0.72
4	365-4	三本松	園 三本松	H19.3.30	a1	c2	B	0.90
5	365-5	清水谷	原山 清水谷	H19.3.30	a1	c2	B	1.56
6	365-6	尾保羅	湯船 尾保羅	H19.3.30	c1	c2	C	0.27
7	365-7	岩倉	湯船 岩倉	H19.3.30	c1	a2	B	0.18
8	365-8	中山	湯船 中山	H19.3.30	c1	a2	B	0.12
9	365-9	中切	湯船 中切	H19.3.30	b1	a2	A	1.65
10	365-10	玉ノ瀬	湯船 玉ノ瀬	H19.3.30	b1	a2	A	0.45
11	365-11	岩坂尻	湯船 岩坂尻	H19.3.30	c1	c2	C	0.24

No	危険地区 番号	地区名	位置	危険度				面積 (ha)
				調査年月	崩壊土流出 危険度	被災危険 度	危険地区 の危険度 判定	
12	365-12	奥出	門前 奥出	H19.3.30	b1	a2	A	1.20
13	365-13	猪ノ谷	湯船 猪ノ谷	H19.3.30	c1	c2	C	0.60
14	365-14	井手ノ尾	中 井手ノ尾	H19.3.30	a1	c2	B	0.54
15	365-15	桜谷	木屋 桜谷	H19.3.30	a1	a2	A	0.54
16	365-16	桶淵 その1	木屋 桶淵	H19.3.30	c1	c2	C	0.27
17	365-17	桶淵 その2	木屋 桶淵	H19.3.30	c1	c2	C	0.45
18	365-18	大谷 その1	石寺 大谷	H19.3.30	a1	a2	A	0.45
19	365-19	大谷 その2	石寺 大谷	H19.3.30	b1	a2	A	0.45
20	365-20	森田山	白栖 森田山	H19.3.30	b1	a2	A	0.54
21	365-21	奥畑谷	白栖 奥畑谷	H19.3.30	c1	a2	B	0.09
22	365-22	星ヶ谷 その1	木屋 星ヶ谷	H19.3.30	b1	a2	A	0.75
23	365-23	星ヶ谷 その2	木屋 星ヶ谷	H19.3.30	a1	a2	A	0.75
24	365-25	宮ノ谷 その1	木屋 宮ノ谷	H19.3.30	b1	c2	C	1.20
25	365-27	サネガ追	湯船 藪田	H19.3.30	c1	c2	C	0.18
26	365-28	イモジ川	湯船 藪田	H19.3.30	c1	c2	C	0.60
27	365-29	トガノキ谷	湯船 藪田	H19.3.30	b1	c2	C	0.30
28	365-30	南戸	湯船 赤岩	H19.3.30	c1	a2	B	0.45
29	365-31	奥出	門前 奥出	H19.3.30	a1	a2	A	1.56
30	365-32	赤岩	湯船 赤岩	H19.3.30	c1	c2	C	3.00
31	365-33	砂子谷	湯船 藪田	H19.3.30	c1	c2	C	0.54
32	365-34	砂見	釜塚 砂見	H19.3.30	b1	c2	C	0.72
33	365-35	大谷	中 大谷	H19.3.30	c1	c2	C	0.06

○急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧

令和5年4月1日現在

事務所	危険区域名	所在地	指定年	追加指定年	面積 (ha)	告示年月日	告示番号	告示区域名	備考
山城南	49 東垣内	別所	S46		0.52	昭46.04.06	第186号		
	50 東	別所	S48		0.66	昭48.03.30	第154号		
	51 射場	湯船	S57		0.86	昭57.03.12	第164号		
	52 湯船	湯船	S61		2.91	昭61.03.25	第206号		
	53 五ノ瀬	湯船	S63		1.66	昭63.03.30	第201号		
	54 小杉	小杉	H01		0.93	平01.03.31	第250号		
	55 米山	湯船	H05		0.28	平05.03.19	第194号		保安林を一部重複指定

京都府地域防災計画（資料編）（令和5年6月）

○土石流危険溪流一覧

No	溪流番号	河川	水系	河川名	溪流名	所在地		
						郡市名	町村名	字名
1	ち001	一級	淀川	木津川	立花谷川	相楽郡	和束町	木屋
2	ち005	一級	淀川	和束川	大原西谷	相楽郡	和束町	湯船
3	ち006	一級	淀川	和束川	田尻谷	相楽郡	和束町	湯船
4	ち007	一級	淀川	和束川	祖谷川	相楽郡	和束町	湯船
5	ち011	一級	淀川	和束川	園谷川	相楽郡	和束町	園
6	ち012	一級	淀川	和束川	園川	相楽郡	和束町	園
7	ち015	一級	淀川	和束川	八王寺谷川	相楽郡	和束町	釜塚
8	ち017	一級	淀川	和束川	谷田川	相楽郡	和束町	釜塚
9	ち019	一級	淀川	和束川	船尾川	相楽郡	和束町	別所
10	ち021	一級	淀川	和束川	峠中谷	相楽郡	和束町	白栖
11	ち022	一級	淀川	和束川	坂尻谷	相楽郡	和束町	白栖
12	ち026	一級	淀川	和束川	中の谷川	相楽郡	和束町	白栖
13	ち027	一級	淀川	和束川	西谷	相楽郡	和束町	白栖
14	ち028	一級	淀川	和束川	幸の柄谷	相楽郡	和束町	白栖
15	ち029	一級	淀川	和束川	丹後谷川	相楽郡	和束町	石寺
16	ち030	一級	淀川	和束川	大谷川	相楽郡	和束町	石寺
17	ち033	一級	淀川	杣田川	生水谷	相楽郡	和束町	杣田
18	ち034	一級	淀川	杣田川	杣ノ谷	相楽郡	和束町	杣田
19	ち035	一級	淀川	門前川	門前川	相楽郡	和束町	門前
20	ち504	一級	淀川	和束川	田端谷	相楽郡	和束町	原山
21	ち505	一級	淀川	和束川	尾瀬谷川	相楽郡	和束町	原山
22	新ち1001	一級	淀川	和束川	椎原川支溪	相楽郡	和束町	湯船
23	新ち1005	一級	淀川	杣田川	杣田川	相楽郡	和束町	杣田
24	新ち2001	一級	淀川	和束川	西条師川	相楽郡	和束町	木屋
25	ち008	一級	淀川	和束川	白山神川	相楽郡	和束町	湯船
26	ち003	一級	淀川	和束川	大原東谷	相楽郡	和束町	湯船
27	ち009	一級	淀川	和束川	尾根川	相楽郡	和束町	門前
28	ち014	一級	淀川	和束川	坊川	相楽郡	和束町	釜塚

No	溪流番号	河川	水系	河川名	溪流名	所在地		
						郡市名	町村名	字名
29	ち 018	一級	淀川	和東川	別所川	相楽郡	和東町	別所
30	ち 023	一級	淀川	和東川	奥ノ谷	相楽郡	和東町	白栖
31	ち 024	一級	淀川	和東川	船尾谷	相楽郡	和東町	白栖
32	ち 031	一級	淀川	和東川	西の谷川	相楽郡	和東町	石寺
33	ち 032	一級	淀川	杣田川	岩尾橋川	相楽郡	和東町	杣田
34	ち 502	一級	淀川	木津川	立花谷川	相楽郡	和東町	木屋
35	ち 503	一級	淀川	和東川	岩坂谷	相楽郡	和東町	湯船
36	ち 506	一級	淀川	和東川	金蔵院傍谷	相楽郡	和東町	原山
37	ち 511	一級	淀川	和東川	撰原川	相楽郡	和東町	撰原
38	ち 512	一級	淀川	和東川	土谷川	相楽郡	和東町	撰原
39	ち 513	一級	淀川	和東川	大谷川支溪	相楽郡	和東町	石寺
40	ち 514	一級	淀川	和東川	大谷川	相楽郡	和東町	石寺
41	ち 516	一級	淀川	和東川	木戸ノ奥谷川	相楽郡	和東町	湯船
42	新ち 1004	一級	淀川	杣田川	杣ノ尾谷川	相楽郡	和東町	杣田
43	新ち 2002	一級	淀川	和東川	長井谷	相楽郡	和東町	撰原坂尻
44	ち 002	一級	淀川	木津川	向垣外川	相楽郡	和東町	木屋

土砂災害危険箇所点検マップ(平成15年5月修正版)

○地すべり防止区域一覧

令和5年4月1日現在

土木事務所	地すべり防止区域名	所在地	面積(ha)	告示番号	告示年月日	砂防指定地	保安林	
山城南(休瀬)	白栖	相楽郡和東町 大字白栖	23.79	建設省告示 第848号	昭和59年 3月31日	—		
	白栖(追加)	相楽郡和東町 大字白栖	6.53	建設省告示 第832号	昭和63年 3月18日			

京都府地域防災計画(資料編)(令和5年6月)

資料6 土砂災害警戒区域・特別警戒区域

※令和6年〇月 日現在

地区名	自然現象	No	区域名	区域番号	所在地	特別警戒区域
湯船地区	土石流	1	大原東谷	ち003	相楽郡和束町湯船地区	●
湯船地区	土石流	2	大原西谷	ち005	相楽郡和束町湯船地区	-
湯船地区	土石流	3	田尻谷	ち006	相楽郡和束町湯船地区	-
湯船地区	土石流	4	岩坂谷	ち503	相楽郡和束町湯船地区	●
湯船地区	土石流	5	白山神川	ち008	相楽郡和束町湯船地区	-
湯船地区	土石流	6	木戸の奥谷	ち2010	相楽郡和束町湯船地区	●
湯船地区	土石流	7	祖谷川	ち007	相楽郡和束町湯船地区	-
湯船地区	土石流	8	推原川	新ち1001	相楽郡和束町湯船地区	-
湯船地区	土石流	9	西条師川	新ち2001	相楽郡和束町湯船地区	-
湯船地区	急傾斜地の崩壊	10	小杉	ち1001	相楽郡和束町湯船地区	●
湯船地区	急傾斜地の崩壊	11	中山	ち1002	相楽郡和束町湯船地区	●
湯船地区	急傾斜地の崩壊	12	岩倉市	ち1003	相楽郡和束町湯船地区	●
湯船地区	急傾斜地の崩壊	13	米山A	ち1004-1	相楽郡和束町湯船地区	●
湯船地区	急傾斜地の崩壊	14	米山B	ち1004-2	相楽郡和束町湯船地区	●
湯船地区	急傾斜地の崩壊	15	米山C	ち1004-3	相楽郡和束町湯船地区	●
湯船地区	急傾斜地の崩壊	16	射場A	ち1005-1	相楽郡和束町湯船地区	●
湯船地区	急傾斜地の崩壊	17	射場B	ち1005-2	相楽郡和束町湯船地区	●
湯船地区	急傾斜地の崩壊	18	湯船A	ち1006-1	相楽郡和束町湯船地区	●
湯船地区	急傾斜地の崩壊	19	湯船B	ち1006-2	相楽郡和束町湯船地区	●
湯船地区	急傾斜地の崩壊	20	五の瀬I	ち1007	相楽郡和束町湯船地区	●
湯船地区	急傾斜地の崩壊	21	戸の奥	ち2001	相楽郡和束町湯船地区	●
湯船地区	急傾斜地の崩壊	22	射場C	ち2002	相楽郡和束町湯船地区	●
湯船地区	急傾斜地の崩壊	23	五の瀬II	ち2003	相楽郡和束町湯船地区	●
湯船地区	急傾斜地の崩壊	24	岩坂尻	ち2004	相楽郡和束町湯船地区	●
湯船地区	急傾斜地の崩壊	25	木戸の奥A	ち2016-1	相楽郡和束町湯船地区	●
湯船地区	急傾斜地の崩壊	26	木戸の奥B	ち2016-2	相楽郡和束町湯船地区	●
原山地区	土石流	27	金蔵院傍谷	ち1013	相楽郡和束町原山地区	●
原山地区	土石流	28	尾瀬谷川	ち1014	相楽郡和束町原山地区	-
原山地区	土石流	29	田端谷	ち1015	相楽郡和束町原山地区	-
原山地区	急傾斜地の崩壊	30	原山	ち1008	相楽郡和束町原山地区	●
原山地区	急傾斜地の崩壊	31	西ノ谷	ち2005	相楽郡和束町原山地区	●
原山地区	急傾斜地の崩壊	32	長ノ尾	ち2018	相楽郡和束町原山地区	●
原山地区	急傾斜地の崩壊	33	向井山	ち2035	相楽郡和束町原山地区	●
門前地区	土石流	34	尾根川	ち009	相楽郡和束町門前地区	●
門前地区	土石流	35	門前川	ち035	相楽郡和束町門前地区	●
門前地区	急傾斜地の崩壊	36	谷	ち1009	相楽郡和束町門前地区	●
中地区	土石流	37	坊川	ち014	相楽郡和束町中地区	●
中地区	急傾斜地の崩壊	38	二本一	ち1010	相楽郡和束町中地区	●

地区名	自然現象	No	区域名	区域番号	所在地	特別警戒区域
中地区	急傾斜地の崩壊	39	平田	ち 1011	相楽郡和束町中地区	●
中地区	急傾斜地の崩壊	40	上山	ち 1020	相楽郡和束町中地区	●
中地区	急傾斜地の崩壊	41	上山大塚	ち 1019-1	相楽郡和束町中地区	●
園地区	土石流	42	園谷川	ち 011	相楽郡和束町園地区	-
園地区	土石流	43	園川2	ち 012	相楽郡和束町園地区	●
園地区	急傾斜地の崩壊	44	奥出	ち 1016	相楽郡和束町園地区	●
園地区	急傾斜地の崩壊	45	金谷垣内	ち 1016-2	相楽郡和束町園地区	●
園地区	地すべり	46	園	14	相楽郡和束町園地区	-
園地区	急傾斜地の崩壊	47	堀越	ち 1016-3	相楽郡和束町園地区	●
園地区	急傾斜地の崩壊	48	奥出A	ち 1016-4	相楽郡和束町園地区	●
園地区	急傾斜地の崩壊	49	神定A	ち 1019-2	相楽郡和束町園地区	●
園地区	急傾斜地の崩壊	50	神定B	ち 1019-3	相楽郡和束町園地区	●
木屋地区	土石流	51	滝ノ谷川	ち 001	相楽郡和束町木屋地区	-
木屋地区	土石流	52	向垣外川1	ち 002-1	相楽郡和束町木屋地区	-
木屋地区	土石流	53	向垣外川 2	ち 002-2	相楽郡和束町木屋地区	-
木屋地区	土石流	54	向垣外川 3	ち 002-3	相楽郡和束町木屋地区	-
木屋地区	土石流	55	立花谷川1	ち 502-1	相楽郡和束町木屋地区	-
木屋地区	土石流	56	立花谷川 2	ち 502-2	相楽郡和束町木屋地区	-
木屋地区	土石流	57	立花谷川 3	ち 502-3	相楽郡和束町木屋地区	●
木屋地区	急傾斜地の崩壊	58	木屋 A	ち 1015-1	相楽郡和束町木屋地区	●
木屋地区	急傾斜地の崩壊	59	木屋 B	ち 1015-2	相楽郡和束町木屋地区	●
木屋地区	急傾斜地の崩壊	60	木屋 C	ち 1015-3	相楽郡和束町木屋地区	●
木屋地区	急傾斜地の崩壊	61	木屋 D	ち 1015-4	相楽郡和束町木屋地区	●
木屋地区	急傾斜地の崩壊	62	木屋E	ち 1015-5	相楽郡和束町木屋地区	●
木屋地区	急傾斜地の崩壊	63	木屋F	ち 1015-6	相楽郡和束町木屋地区	●
木屋地区	急傾斜地の崩壊	64	木屋G	ち 1015-7	相楽郡和束町木屋地区	●
杣田地区	土石流	65	岩尾橋川	ち 032	相楽郡和束町杣田地区	-
杣田地区	土石流	66	杣ノ谷1	ち 033	相楽郡和束町杣田地区	●
杣田地区	土石流	67	杣ノ谷 2	ち 034	相楽郡和束町杣田地区	●
杣田地区	土石流	68	杣ノ尾谷川	新ち 1004	相楽郡和束町杣田地区	-
杣田地区	土石流	69	杣田川 1	新ち 1005-1	相楽郡和束町杣田地区	●
杣田地区	土石流	70	杣田川 2	新ち 1005-2	相楽郡和束町杣田地区	●
杣田地区	土石流	71	杣田川 3	新ち 1005-3	相楽郡和束町杣田地区	●
杣田地区	土石流	72	杣田川支溪流	新ち 1006	相楽郡和束町杣田地区	●
杣田地区	急傾斜地の崩壊	73	中杣田 I	ち 1026-1	相楽郡和束町杣田地区	●
杣田地区	急傾斜地の崩壊	74	中杣田 II	ち 1026-2	相楽郡和束町杣田地区	●
杣田地区	急傾斜地の崩壊	75	上杣田 I	ち 1027	相楽郡和束町杣田地区	●
杣田地区	急傾斜地の崩壊	76	口杣田 I	ち 2011	相楽郡和束町杣田地区	●
杣田地区	急傾斜地の崩壊	77	口杣田 II	ち 2012	相楽郡和束町杣田地区	●
杣田地区	急傾斜地の崩壊	78	上杣田 II A	ち 2026-1	相楽郡和束町杣田地区	-

地区名	自然現象	No	区域名	区域番号	所在地	特別警戒区域
杣田地区	急傾斜地の崩壊	79	上杣田ⅡB	ち2026-2	相楽郡和束町杣田地区	-
杣田地区	急傾斜地の崩壊	80	上杣田ⅡC	ち2026-3	相楽郡和束町杣田地区	●
杣田地区	急傾斜地の崩壊	81	上杣田ⅡD	ち2026-4	相楽郡和束町杣田地区	●
杣田地区	急傾斜地の崩壊	82	上杣田ⅠA	ち1027-1	相楽郡和束町杣田地区	●
杣田地区	急傾斜地の崩壊	83	杣の谷	ち2026-5	相楽郡和束町杣田地区	●
南地区	急傾斜地の崩壊	84	大林	ち1025	相楽郡和束町南地区	-
南地区	急傾斜地の崩壊	85	大玉	ち1025-2	相楽郡和束町南地区	●
南地区	急傾斜地の崩壊	86	下河原	ち2028	相楽郡和束町南地区	●
釜塚地区	土石流	87	園川	ち015	相楽郡和束町釜塚地区	-
釜塚地区	土石流	88	谷田川	ち017	相楽郡和束町釜塚地区	-
釜塚地区	急傾斜地の崩壊	89	南部	ち1024	相楽郡和束町釜塚地区	●
別所地区	土石流	90	別所川	ち018	相楽郡和束町別所地区	-
別所地区	土石流	91	船尾川	ち019	相楽郡和束町別所地区	-
別所地区	急傾斜地の崩壊	92	平の畑	ち1012	相楽郡和束町別所地区	●
別所地区	急傾斜地の崩壊	93	新道	ち1017	相楽郡和束町別所地区	●
別所地区	急傾斜地の崩壊	94	城ヶ原	ち1018	相楽郡和束町別所地区	●
別所地区	急傾斜地の崩壊	95	狭佐間	ち2027	相楽郡和束町別所地区	●
別所地区	地すべり	96	別所	64	相楽郡和束町別所地区	-
別所地区	急傾斜地の崩壊	97	平の畑あA	ち1012-1	相楽郡和束町別所地区	●
別所地区	急傾斜地の崩壊	98	北村	ち1012-2	相楽郡和束町別所地区	●
別所地区	急傾斜地の崩壊	99	納豆	ち1017-1	相楽郡和束町別所地区	●
別所地区	急傾斜地の崩壊	100	寄掛A	ち1017-2	相楽郡和束町別所地区	●
別所地区	急傾斜地の崩壊	101	寄掛B	ち1017-3	相楽郡和束町別所地区	●
別所地区	急傾斜地の崩壊	102	中山	ち1021-1	相楽郡和束町別所地区	●
別所地区	急傾斜地の崩壊	103	奥田A	ち1022-1	相楽郡和束町別所地区	●
別所地区	急傾斜地の崩壊	104	奥田B	ち1022-2	相楽郡和束町別所地区	●
白栖地区	土石流	105	奥之谷	ち023	相楽郡和束町白栖地区	-
白栖地区	土石流	106	船尾谷	ち024	相楽郡和束町白栖地区	-
白栖地区	土石流	107	中谷川1	ち026-1	相楽郡和束町白栖地区	●
白栖地区	土石流	108	中谷川2	ち026-2	相楽郡和束町白栖地区	-
白栖地区	土石流	109	西谷	ち027	相楽郡和束町白栖地区	●
白栖地区	土石流	110	幸の栖谷	ち028	相楽郡和束町白栖地区	●
白栖地区	急傾斜地の崩壊	111	中出A	ち1013-1	相楽郡和束町白栖地区	●
白栖地区	急傾斜地の崩壊	112	中出B	ち1013-2	相楽郡和束町白栖地区	●
白栖地区	急傾斜地の崩壊	113	中出C	ち1013-3	相楽郡和束町白栖地区	●
白栖地区	急傾斜地の崩壊	114	長井	ち1028	相楽郡和束町白栖地区	●
白栖地区	急傾斜地の崩壊	115	西谷A	ち1029-1	相楽郡和束町白栖地区	-
白栖地区	急傾斜地の崩壊	116	西谷B	ち1029-2	相楽郡和束町白栖地区	●
白栖地区	急傾斜地の崩壊	117	西谷C	ち1029-3	相楽郡和束町白栖地区	●
白栖地区	急傾斜地の崩壊	118	西谷D	ち1029-4	相楽郡和束町白栖地区	●

地区名	自然現象	No	区域名	区域番号	所在地	特別警戒区域
白栖地区	急傾斜地の崩壊	119	西谷 E	ち 1029-5	相楽郡和束町白栖地区	●
白栖地区	急傾斜地の崩壊	120	西谷 F	ち 1029-6	相楽郡和束町白栖地区	●
白栖地区	急傾斜地の崩壊	121	東谷 A	ち 2006-1	相楽郡和束町白栖地区	●
白栖地区	急傾斜地の崩壊	122	東谷 B	ち 2006-2	相楽郡和束町白栖地区	●
白栖地区	急傾斜地の崩壊	123	東谷 C	ち 2006-3	相楽郡和束町白栖地区	●
白栖地区	急傾斜地の崩壊	124	奥之谷 A	ち 2007	相楽郡和束町白栖地区	●
白栖地区	急傾斜地の崩壊	125	奥之谷 B	ち 2008	相楽郡和束町白栖地区	●
白栖地区	急傾斜地の崩壊	126	中谷	ち 2009	相楽郡和束町白栖地区	●
白栖地区	急傾斜地の崩壊	127	下出 A	ち 2029-1	相楽郡和束町白栖地区	●
白栖地区	急傾斜地の崩壊	128	下出 B	ち 2029-2	相楽郡和束町白栖地区	●
白栖地区	急傾斜地の崩壊	129	増田山	ち 2031	相楽郡和束町白栖地区	●
白栖地区	急傾斜地の崩壊	130	向山 A	ち 2032-1	相楽郡和束町白栖地区	●
白栖地区	急傾斜地の崩壊	131	向山 B	ち 2032-2	相楽郡和束町白栖地区	●
白栖地区	急傾斜地の崩壊	132	向山 C	ち 2032-3	相楽郡和束町白栖地区	●
白栖地区	急傾斜地の崩壊	133	向山 D	ち 2032-4	相楽郡和束町白栖地区	●
白栖地区	地すべり	134	白栖	13	相楽郡和束町白栖地区	-
石寺地区	土石流	135	丹後谷川	ち 029	相楽郡和束町石寺地区	●
石寺地区	土石流	136	大谷川	ち 030	相楽郡和束町石寺地区	●
石寺地区	土石流	137	西の谷川1	ち 031-1	相楽郡和束町石寺地区	●
石寺地区	土石流	138	西の谷川2	ち 031-2	相楽郡和束町石寺地区	●
石寺地区	土石流	139	大谷川支流	ち 513	相楽郡和束町石寺地区	●
石寺地区	土石流	140	大谷川左支	ち 514	相楽郡和束町石寺地区	●
石寺地区	急傾斜地の崩壊	141	上出	ち 2034	相楽郡和束町石寺地区	●
石寺地区	急傾斜地の崩壊	142	森ノ下	ち 2034-2	相楽郡和束町石寺地区	●
撰原地区	土石流	143	峠中谷	ち 021	相楽郡和束町撰原地区	●
撰原地区	土石流	144	坂尻谷	ち 022	相楽郡和束町撰原地区	-
撰原地区	土石流	145	撰原川	ち 511	相楽郡和束町撰原地区	-
撰原地区	土石流	146	土谷川	ち 512	相楽郡和束町撰原地区	-
撰原地区	土石流	147	長井谷	新ち 2002	相楽郡和束町撰原地区	-
撰原地区	急傾斜地の崩壊	148	撰原南Ⅰ	ち 1014-1	相楽郡和束町撰原地区	●
撰原地区	急傾斜地の崩壊	149	撰原南Ⅱ	ち 1014-2	相楽郡和束町撰原地区	●
撰原地区	急傾斜地の崩壊	150	坂尻	ち 2013	相楽郡和束町撰原地区	●
撰原地区	急傾斜地の崩壊	151	中尾垣内Ⅰ	ち 2014-1	相楽郡和束町撰原地区	●
撰原地区	急傾斜地の崩壊	152	中尾垣内Ⅱ	ち 2014-2	相楽郡和束町撰原地区	●
撰原地区	急傾斜地の崩壊	153	松ノ尾	ち 2036	相楽郡和束町撰原地区	●
下島地区	急傾斜地の崩壊	154	下島Ⅰ	ち 2015-1	相楽郡和束町下島地区	●
下島地区	急傾斜地の崩壊	155	下島Ⅱ	ち 2015-2	相楽郡和束町下島地区	●

出典：土砂災害警戒区域等指定箇所情報（京都府）

資料7 水害・土砂災害時に避難を要する要配慮者利用施設一覧表

施設名	住所	浸水区域	土砂災害警戒区域
和東町在宅介護支援センター	京都府相楽郡和東町大字釜塚小字生水 15 番地	○	○
特別養護老人ホーム わらく	京都府相楽郡和東町大字釜塚小字縄手 25 番地	—	○
和東町立和東保育園	京都府相楽郡和東町大字中小字市場 19 番地	○	—

資料8 文化財一覧

【国指定等文化財】（令和5年4月1日現在）

指定別	分野別	名称及び員数	所有者名	所在町村	指定年月日	備考
重要文化財	建造物	天満宮本殿 1棟	天満宮	和東町	昭和16年7月3日	一間社渡造、檜皮葺
重要文化財	建造物	金胎寺多宝塔 1基	金胎寺	和東町	明治32年4月5日	三間多宝塔、こけら葺
重要文化財	建造物	金胎寺宝篋印塔 1基	金胎寺	和東町	昭和27年11月22日	
重要文化財	彫刻	木造薬師如来坐像 1躯	薬師寺	和東町	昭和53年6月15日	
重要文化財	彫刻	木造弥勒菩薩坐像 1躯	金胎寺	和東町	大正2年4月14日	醍醐寺
重要文化財	考古資料	銭弘俵八万四千塔 1基	金胎寺	和東町	明治44年4月17日	醍醐寺

指定別	分野別	名称及び員数	所有者名	所在町村	指定年月日	備考
史跡名勝天然記念物	史跡	金胎寺境内	金胎寺	和東町	昭和9年3月13日	

【京都府指定等文化財】（令和5年4月1日現在）

区分別	分野別	名称及び員数	所有者名	所在町村	指定年月日	備考
指定	天然記念物	八坂神社のスギ	八坂神社	和東町	昭和59年4月14日	
指定	絵画	絹本著色和東天神縁起 4幅 附 北野天満宮縁起 2巻 断簡 2紙	天満宮	和東町	平成4年4月14日	大阪市立美術館寄託
指定	絵画	絹本著色大有理有像 1幅	大智寺	和東町	平成9年3月14日	

区分別	分野別	名称及び員数	所有者名	所在町村	指定年月日	備考
指定	彫刻	木心乾漆菩薩坐像 1 軀	観音寺	和束町	平成 17 年 3 月 18 日	奈良国立博物館寄託
指定	彫刻	木造男神坐像 1 軀	観音寺	和束町	平成 29 年 3 月 17 日	奈良国立博物館寄託
指定	建造物	正法寺 2 棟 仏殿/表門	正法寺	和束町	平成 29 年 3 月 17 日	
登録	有形民俗文化財	石寺人形浄瑠璃用具	和束町	和束町	平成 2 年 4 月 17 日	
登録	有形民俗文化財	巽座人形浄瑠璃用具 附 巽座文書 1 4 点	和束町	和束町	平成 2 年 4 月 17 日	
登録	無形民俗文化財	和束のおかげ踊	和束町お かげ踊保 存会	和束町	平成 2 年 4 月 17 日	
登録	建造物	天満宮 2 棟 境内社春日神社本殿/ 境内社梅宮神社本殿 (附 境内社八幡宮本殿 1 棟)	天満宮	和束町	平成 8 年 3 月 15 日	
暫定登録	彫刻	木造不動明王立像 1 軀	金胎寺	和束町	令和 3 年 1 月 15 日	宗教法人醍醐寺にて保管
暫定登録	彫刻	木造毘沙門天立像 1 軀	金胎寺	和束町	令和 3 年 1 月 15 日	宗教法人醍醐寺にて保管
暫定登録	彫刻	木造韋駄天立像 1 軀	大智寺	和束町	令和 5 年 3 月 24 日	
暫定登録	考古資料	男子埴輪 大杉古墳出土	個人所有	和束町	令和 5 年 3 月 24 日	
決定	文化財環境保全地区	天満宮文化財環境保全地区	天満宮	和束町	平成 8 年 3 月 15 日	

【京都府景観資産登録（府都市計画課）】（令和5年4月1日現在）

指定別	分野別	名称及び員数	提案者等	所在町村	指定年月日	備考
選定	農林水産業・商工業に関する景観	宇治茶の郷 和東の茶畑	NPO 法人わづか有機栽培茶業研究会	和東町石寺他	平成20年1月24日	農林水産業・商工業に関する景観

注) 京都府景観資産登録制度…地形や植生などの自然と、建物や道路などの人工物が織りなす眺めや風景を景観と呼び、地域固有の歴史や文化に裏打ちされた府内各地の身近な景観とその景観を支えている地域の活動を合わせて景観資産登録

府景観条例（府景観登録制度）と京都府文化財保護条例（府文化財保護条例）連携

【京都府文化財環境保全地区（府文化財保護課）】（令和5年4月1日現在）

区別	地域	名称	指定等年月日
府決定	和東町	天満宮文化財環境保全地区	1996(H8).3.15

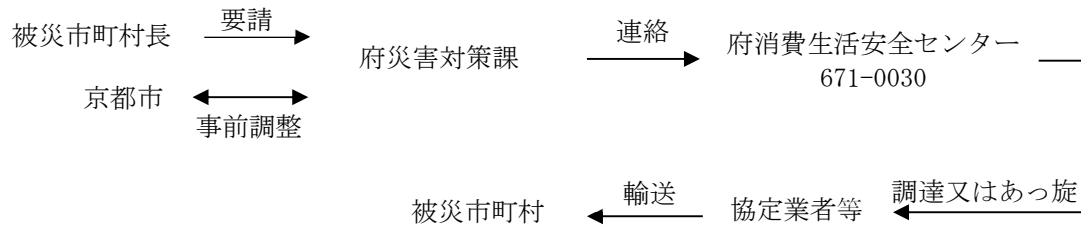
【和束町の石仏】

名称	時代	概要	位置
弥勒菩薩	正安年間 (1299～1301年)	高さ6m 光背形彫凹め中に如来立像を 半肉彫り花崗岩の大巖石	和束町白栖
靈性寺の石仏 (石仏地藏菩薩)	鎌倉後期 正安年間1300年頃	半肉彫り	和束町石寺
子安地藏菩薩像	鎌倉時代 文永4年(1267年)	像高1.26m 花崗岩製	和束町撰原
百丈岩の文殊磨崖仏	不明	高さ1.08m 右手に如意、左手に経巻	和束町湯船

資料9 食料及び生活必需品の調達ルート

○食料品の調達等系統

(1) 応急対策用食料品の調達又はあつ旋ルート



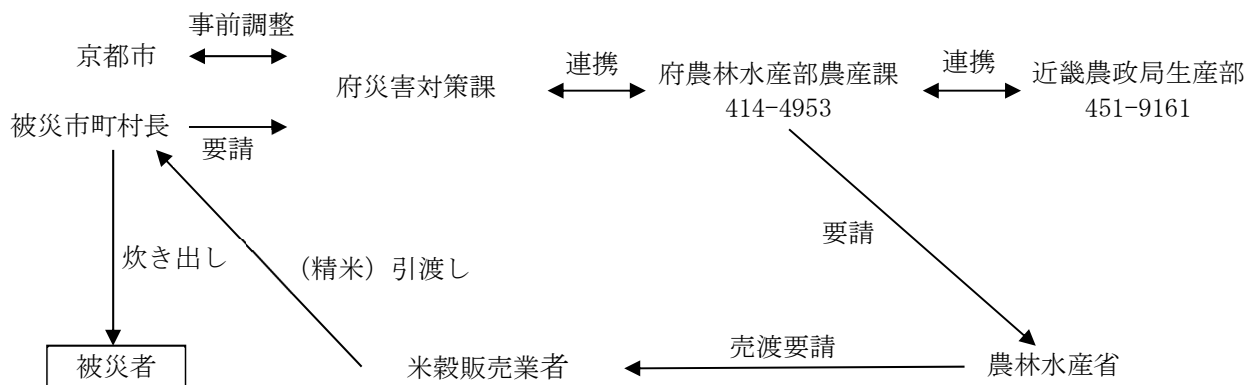
注1 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。

2 必要に応じて、災害対策課が調達又はあつ旋することができる。

※協定業者等とは、「災害時における応急対策物資供給等に関する協定」を締結している物資保有業者及び「災害時における生活必需品及び応急復旧資材の調達先一覧表」に記載の物資保有業者とする。

(2) 米穀の緊急引渡ルート

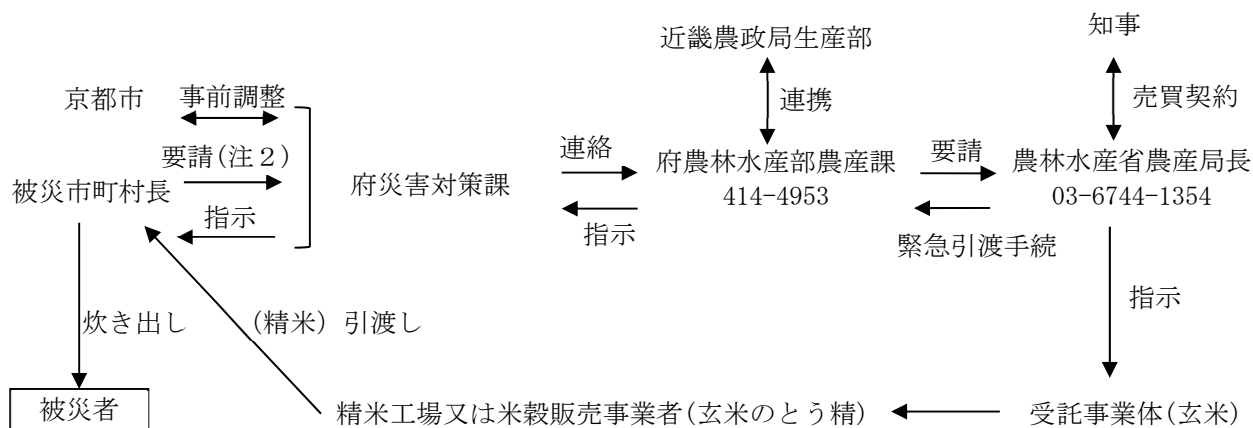
(a) 販売事業者からの調達



注 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請については、府災害対策本部あて行うものとする。

(b) 政府所有米穀の調達

※ 玄米で引き渡す場合は、国は玄米のとう精指示等を行わない。また、引渡場所については調整により決定。図では対応が最も想定される精米工場又は米穀販売業者での引渡しを示した。



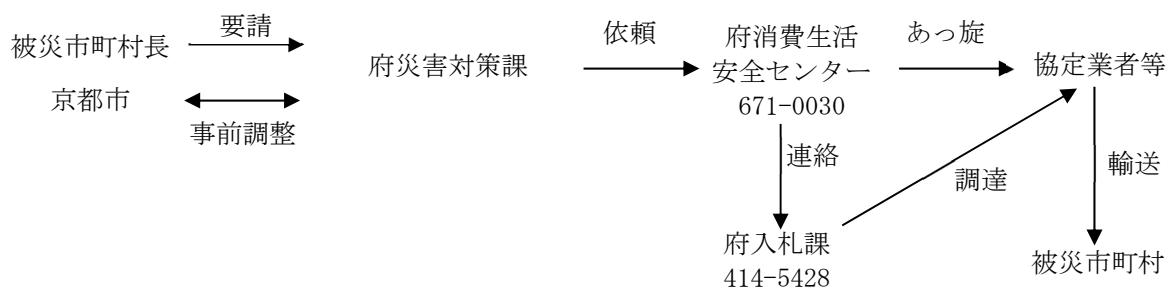
注1 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請については、府災害対策本部あて行うものとする。

2 市町村長は、知事に連絡がつかない場合、農林水産省農産局長に政府所有米穀の引渡を要請することができる。

この場合、市町村長は知事に、要請後速やかにその旨を報告するとともに、要請書の写しを送付する。

○生活必需物品の調達系統

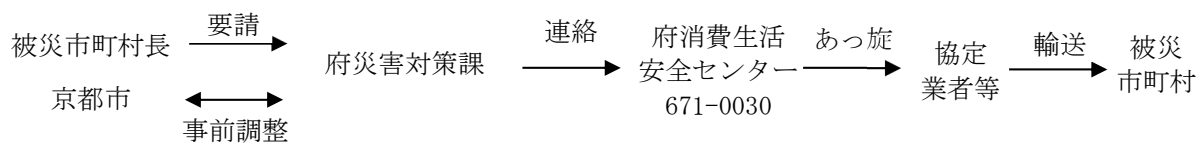
(1) 災害救助法により府が調達及び給貸与する場合



注1 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請については、府災害対策本部あて行うものとする。

2 必要に応じて、災害対策課が調達又はあつ旋することができる。

(2) 被災市町村から府に物資あっ旋を要請する場合

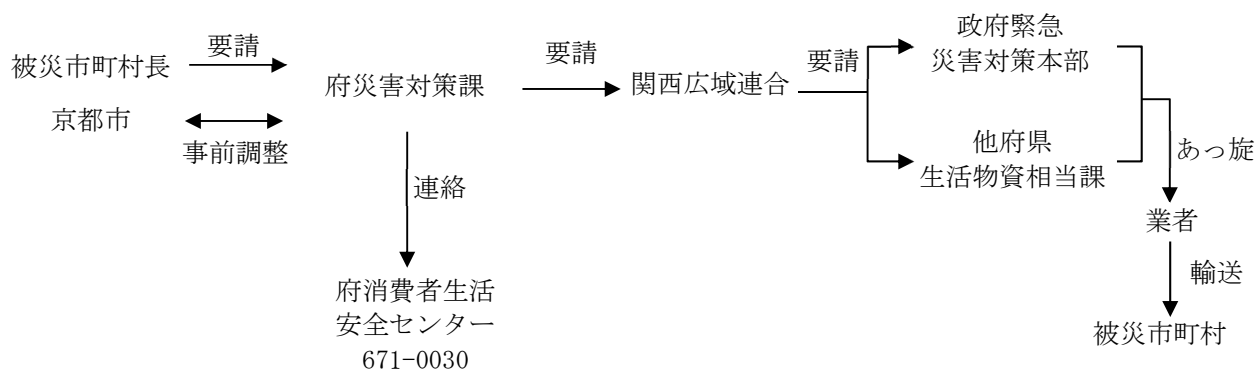


(大量の建築資材が必要な場合) > 府指導検査課 → あっ旋 → 建設、建材業者 → 輸送 → 被災市町村

注1 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請については、府災害対策本部あて行うものとする。

2 府消費者生活安全センターが関与していない協定業者等については、災害対策課が調達又はあっ旋するものとする。

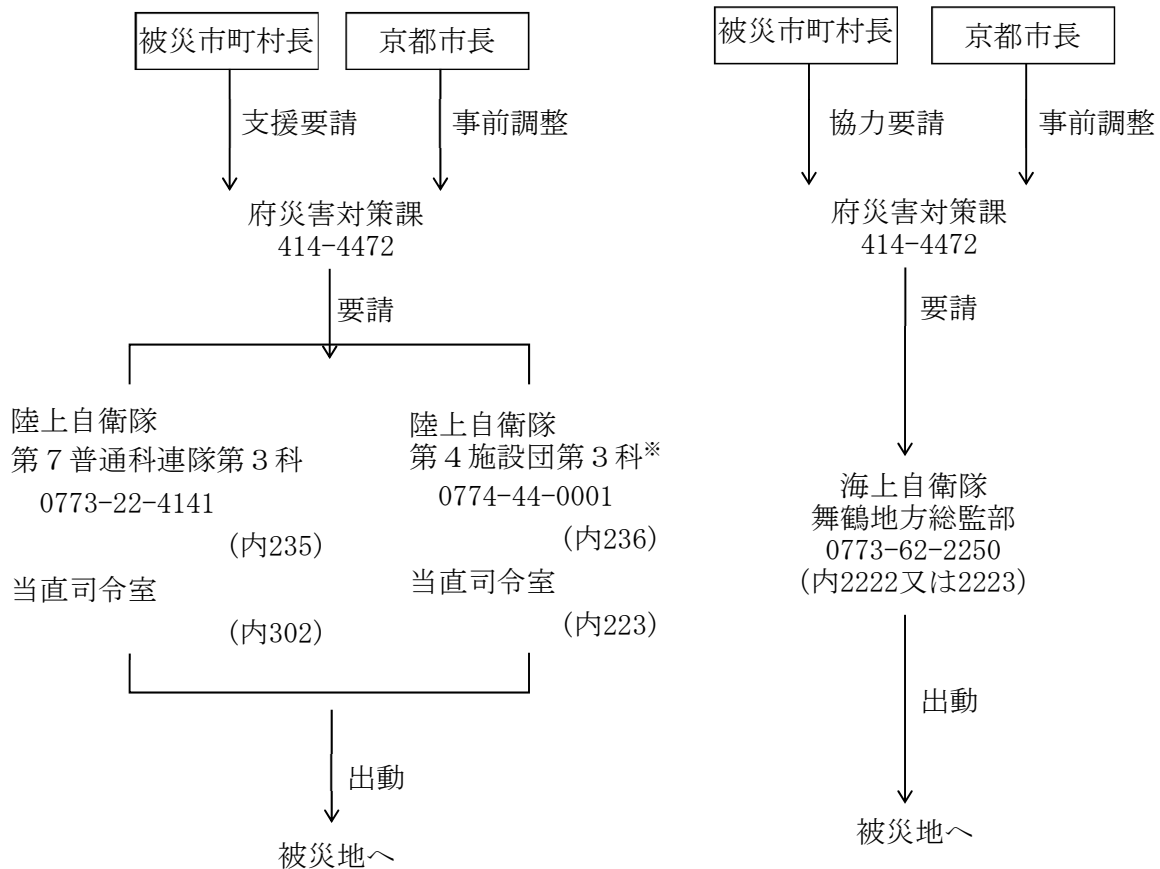
(3) 国又は他府県に物資あっ旋を要請する場合



注1 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請については、府災害対策本部あて行うものとする。

2 必要に応じて、災害対策課が調達又はあっ旋することができる。

○自衛隊等の支援又は協力による炊出し連絡系統



※ 京都府南部（宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村）における要請先

- 注1 京都市が応援要請をする場合は、直接府災害対策本部又は担当主管課あて行うものとする。
- 2 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。

資料10 避難所等一覧

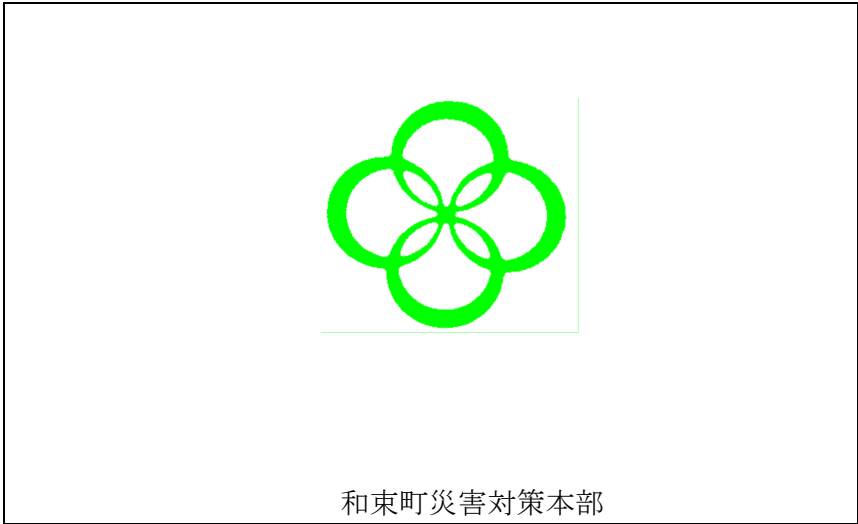
No	避難所名	住 所	指定 避難所	指定緊急避難場所		
				洪水	土砂 災害	地震
1	相楽東部広域連合立 和東小学校	大字園小字神定57	○	○	○	○
2	相楽東部広域連合立 和東中学校	大字釜塚小字北ノ畑1	○	○	○	○
3	和東町立和東運動公園 グラウンド	大字白栖小字猪ケ口25-5	—	○	○	○
4	和東町体験交流センター	大字中小字平田23-1	○	○	○	○
5	和東町立和東保育園	大字中小字市場19	○	×	○	○
6	和東町健康福祉交流センター (兼、指定福祉避難所)	大字釜塚小字生水15	○	○	○	○
7	和東町人権ふれあいセンター	大字釜塚小字前田44	○	○	○	○
8	和東B&G海洋センター	大字釜塚小字実坂1	○	○	○	○
9	和東町老人福祉センター	大字白栖小字南半田68-1	○	○	○	○
10	白栖区公民館	大字白栖小字内勘定8	○	○	○	○
11	中・五の瀬集会所	大字湯船小字194-1、 194-2	○	○	×	○
12	グリーンティ和東	大字白栖小字大狭間35	○	○	○	○
13	石寺景観展望施設	大字石寺小字野ケ平2番地他	—	○	○	○
14	石寺公民館	大字石寺小字中黒25	○	—	—	—

資料10-2 災害時重要給水施設一覽

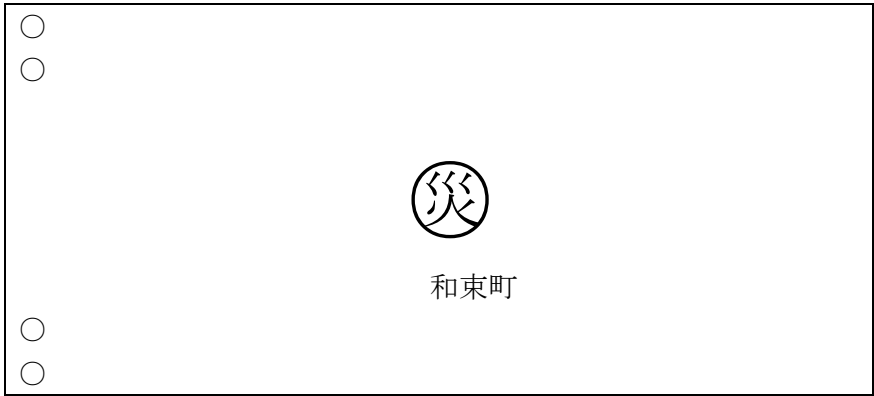
No	施設名	住 所
1		
2		
3		
4		
5		

資料11 災害対策本部の標識及び職員の証票

(1) 本部標識



(2) 腕章



資料13 災害情報等の災害概況即報（第4号様式）

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所		発生日時	年 月 日 時 分						
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟
		うち 災害関連死者	人		軽傷		人	半壊	棟	床下浸水
不明		人					一部破損	棟	未分類	棟
119番通報の件数										
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)			(市町村)					
	消防機関等の活動状況	<small>(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)</small>								
	自衛隊派遣要請の状況									
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策									

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

区 分		被 害		災 害 対 策 置 本 状 部 況	都 道 府 県		
公 立 文 教 施 設	千円					市 町 村	
農 林 水 産 業 施 設	千円						
公 共 土 木 施 設	千円						
そ の 他 の 公 共 施 設	千円						
小 計	千円						
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団体						
そ の 他	農 産 被 害	千円		災 害 救 助 法	計		
	林 産 被 害	千円				適 用 市 町 村 名	団 体
	畜 産 被 害	千円					
	水 産 被 害	千円					
	商 工 被 害	千円					
そ の 他	千円						
被 害 総 額		千円		119番通報件数 件			
災 害 の 概 況							
応 急 対 策 の 状 況	消 防 機 関 等 の 活 動 状 況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)					
	自衛隊の災害派遣	その他					

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

資料14 災害情報等の災害確定報告（第1号様式）

第1号様式 災害確定報告

都道府県				区分			被害		
災害名 ・ 確定年月日	月 日 時確定		そ	田	流失・埋没	ha			
					冠水	ha			
				畑	流失・埋没	ha			
					冠水	ha			
報告者名			学	校	箇所				
区分			被害		病	院	箇所		
人的被害	死者	人							
		うち 災害関連死者	人						
	行方不明者		人						
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊		棟		の 他	清掃施設	箇所		
			世帯			鉄道不通	箇所		
			人			被害船舶	隻		
	半壊		棟			水道	戸		
			世帯			電話	回線		
			人			電気	戸		
	一部破損		棟			ガス	戸		
			世帯			ブロック塀等	箇所		
			人						
	床上浸水		棟						
			世帯						
			人						
床下浸水		棟		り	災世帯数	世帯			
		世帯		り	災者数	人			
		人							
非住家	公共建物		棟		火災発生	建物	件		
	その他		棟			危険物	件		
						その他	件		

区 分		被 害	都 道 府 県 災 害 本 部	名 称			
公 立 文 教 施 設	千円			災 害 對 策 本 部	設 置	月	日 時
農 林 水 産 業 施 設	千円		解 散		月	日 時	
公 共 土 木 施 設	千円		計 団 体				
そ の 他 の 公 共 施 設	千円						
小 計	千円						
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団 体						
そ の 他	農 産 被 害	千円	本 部	計 団 体			
	林 産 被 害	千円					
	畜 産 被 害	千円	災 害 救 助 法	計 団 体			
	水 産 被 害	千円					
	商 工 被 害	千円					
	そ の 他	千円					
被 害 総 額	千円		消 防 団 員 出 動 延 人 数	人			
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況 その他（避難指示等の状況）						

資料15 災害情報等の災害中間年報（第2号様式）

第2号様式 災害中間年報

都道府県名

発生年月日		災害名								計	
区分											
人的被害	死者	人									
	うち 災害関連死者	人									
	行方不明者	人									
	負傷者	重傷	人								
軽傷		人									
住家被害	全壊	棟									
		世帯									
		人									
	半壊	棟									
		世帯									
		人									
	一部破損	棟									
		世帯									
		人									
	床上浸水	棟									
		世帯									
		人									
床下浸水	棟										
	世帯										
	人										
非住家	公共建物	棟									
	その他	棟									
り災世帯数	世帯										
り災者数	人										
公立文教施設	千円										
農林水産業施設	千円										
公共土木施設	千円										
その他の公共施設	千円										
その他被害	千円										
被害総額	千円										
都道府県 災害対策本部	設置	月日	月日	月日	月日	月日	月日				
	解散	月日	月日	月日	月日	月日	月日				
災害対策本部設置市町村	団体		団体	団体	団体	団体	団体	団体			
災害救助法適用市町村	団体		団体	団体	団体	団体	団体	団体			
消防職員出動延人数	人										
消防団員出動延人数	人										

資料16 災害情報等の災害概況即報（様式第3号）

月 日 時 分現在

1 人的被害の状況

被害区分	発生日時	発生場所 (地区名)	年齢	性別	被災状況

※被害区分には「死亡」、「行方不明」、「重傷」、「軽傷」の別を記入

※死亡の場合は、被災状況欄に死亡日時を記入

2 建物被害の状況 ※地図を添付してください

建物区分	被害区分	発生日時	所在地（地区名）	施設名又は用途	原因、及び被害の状況

※建物区分には「住家」、「公共建物」、「文教施設」、「病院」、「その他」の別を記入

※被害区分には「全壊」、「半壊」、「一部破損」、「床上」、「床下」の別を記入

3 道路・橋りょう被害の状況 ※地図を添付してください

発生場所 (地区名)	発生日時	路線名	被害区分	通行規制の規模（延長）	現在の状況 (通行規制、復旧状況)

※被害区分には「土石崩落」、「路面陥没」、「路肩崩壊」、「落橋」等を記入

4 崖くずれ等土砂災害の状況 ※地図を添付してください

発生場所 (地区名)	発生日時	規模（幅×高さ）	崖くずれ等に伴う人的、建物又は道路被害の状況

資料17 被害程度の認定基準

分類	用語	被害程度認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療のできる見込みの者。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。
	大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもとする。
	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもとする。
	半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のもとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもとする。
	床上浸水	全壊・半壊には該当しないが、住家の床より上に浸水したもの又は、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	浸水が住家の床上以上に達しない程度のも。

分類	用語	被害程度認定基準	
非住家被害	非住家被害	住家以外の建物で、全壊又は半壊の被害を受けたもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。	
	公共建物	官公署庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物。	
	田	冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	畑	流失・埋没	田に準ずる。
		冠水	
	文教施設	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、及び幼稚園における教育の用に供する施設。	
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもの。	
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋。	
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。	
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、廃棄物埋立護岸又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設。	
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸。	
	崖くずれ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。	
	地すべり	地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。	
	土石流	土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。	
	林地崩壊	森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する土地の崩壊とし、山腹崩壊箇所数及び荒廃溪流数の合計数とする。	
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設。	
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害。	
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。	
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数。	
電話	災害により通話不能となった電話の回線数。		
電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数。		
ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数。		
ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数。		

分類	用語	被害程度認定基準	
り災世帯等	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。	
	被災者数	被災世帯の構成員とする。	
	公立文教施設	公立の文教施設とする。	
被害金額	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。	
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。	
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
	その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物の被害とする。
		林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
		畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
水産被害		農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。	
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。	

資料18 非常無線通信経路図

○非常通信経路

凡例





1. 通信経路の総合信頼度（経路の級別基準）

	A級（高度信頼度）	B級
全中継回数	3以下	4以上
新規連絡設定	無	有
停電時の運用	可能	不可能
通信担当者の配置	常時配置（又は非常の際30分以内に配置）	左記以外
有線区間	無（又は、あっても予備ルートがあるか地下ケーブル等強固な設計となっている。）	有

総合信頼度「A級」とは経路全体を通じ、全基準項目についてA級基準に該当する。


総合信頼度「B級」とは経路中いずれかの基準項目についてB級基準のものが含まれる。

2. 記号

	無線区間		有線区間
	有線無線混在区間		使送区間
※ 孤立防止対策用衛星電話			

(○○○→京都府ルートへ)

○○○地区から府庁への複数ルートを一括表示

市町村名	総合信頼度	非常通信経路
和東町	A	和東町役場 ———— 京都府（防災・原子力安全課）
	A	0.8km ----- 相楽中部消防署和東出張所 ———— 相楽中部消防組合消防本部 ———— ——— 京都市消防局 ———— 京都府（防災・原子力安全課）
	B	----- 和東交番 ———— 木津警察署 ———— 府警察本部  京都府（防災・原子力安全課） ----- （木津川市→京都府ルートへ）

資料19 災害救助法による救助の内容等

(令和6年7月9日現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 350円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	<ol style="list-style-type: none"> 1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 350円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	<ol style="list-style-type: none"> 1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり6,883,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる。 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,330円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考																																						
	喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人増すごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊 全焼 流失</td> <td>夏</td> <td>19,800</td> <td>25,400</td> <td>37,700</td> <td>45,000</td> <td>57,000</td> <td>8,300</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>32,800</td> <td>42,400</td> <td>59,000</td> <td>69,000</td> <td>87,000</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊 半焼 床上浸水</td> <td>夏</td> <td>6,500</td> <td>8,700</td> <td>13,000</td> <td>15,900</td> <td>20,000</td> <td>2,800</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>10,400</td> <td>13,600</td> <td>19,400</td> <td>23,000</td> <td>29,000</td> <td>3,800</td> </tr> </tbody> </table>	区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	全壊 全焼 流失	夏	19,800	25,400	37,700	45,000	57,000	8,300	冬	32,800	42,400	59,000	69,000	87,000	12,000	半壊 半焼 床上浸水	夏	6,500	8,700	13,000	15,900	20,000	2,800	冬	10,400	13,600	19,400	23,000	29,000	3,800		
区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算																																			
全壊 全焼 流失	夏	19,800	25,400	37,700	45,000	57,000	8,300																																			
	冬	32,800	42,400	59,000	69,000	87,000	12,000																																			
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,500	8,700	13,000	15,900	20,000	2,800																																			
	冬	10,400	13,600	19,400	23,000	29,000	3,800																																			
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上																																						
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上																																						
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上																																						
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、1世帯当たり51,500円以内	災害発生の日から10日以内																																							

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	<p>1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者</p> <p>2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者</p>	<p>居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当り</p> <p>①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 717,000円以内</p> <p>②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 348,000円以内</p>	<p>災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内）</p>	
学用品の給与	<p>住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。</p>	<p>1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費</p> <p>2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内</p> <p>小学生児童 5,200円 中学生児童 5,500円 高等学校等生徒 6,000円</p>	<p>災害発生の日から（教科書）1ヵ月以内（文房具及び通学用品）15日以内</p>	<p>1 備蓄物資は評価額</p> <p>2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。</p>
埋葬	<p>災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給</p>	<p>1 体当たり</p> <p>大人（12歳以上） 226,100円以内</p> <p>小人（12歳未満） 180,800円以内</p>	<p>災害発生の日から10日以内</p>	<p>災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。</p>
死体の捜索	<p>行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者</p>	<p>当該地域における通常の実費</p>	<p>災害発生の日から10日以内</p>	<p>輸送費、人件費は、別途計上</p>
死体の処理	<p>災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。</p>	<p>（洗浄、消毒等）</p> <p>1 体当たり、3,600円以内</p> <p>一時保存：</p> <p>○既存建物借上費：通常の実費</p> <p>○既存建物以外：1体当たり5,700円以内</p> <p>検案、救護班以外は慣行料金</p>	<p>災害発生の日から10日以内</p>	<p>1 検案は原則として救護班</p> <p>2 輸送費、人件費は、別途計上</p> <p>3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。</p>

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 140,000円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考														
	7 委託費	<p>庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。</p> <table border="1" data-bbox="608 526 1401 763"> <tr> <td>イ</td> <td>3千万円以下の部分の金額については100分の10</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8</td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td>1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7</td> </tr> <tr> <td>ホ</td> <td>2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6</td> </tr> <tr> <td>ヘ</td> <td>3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5</td> </tr> <tr> <td>ト</td> <td>5億円を超える部分の金額については100分の4</td> </tr> </table>	イ	3千万円以下の部分の金額については100分の10	ロ	3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9	ハ	6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8	ニ	1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7	ホ	2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6	ヘ	3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5	ト	5億円を超える部分の金額については100分の4		
イ	3千万円以下の部分の金額については100分の10																	
ロ	3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9																	
ハ	6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8																	
ニ	1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7																	
ホ	2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6																	
ヘ	3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5																	
ト	5億円を超える部分の金額については100分の4																	

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料20 本町の消防団組織表

名 称		区 域
消防団本部		和東町全域
湯船分団	第1部	湯船
	第2部	
東分団	第1部	原山
	第2部	門前
	第3部	中
	第4部	園
中分団	第1部	柚田
	第2部	別所
	第3部	東
	第4部	南
	第5部	釜塚
	第6部	木屋
西分団	第1部	白栖
	第2部	石寺
	第3部	撰原・下島

資料21 消防団車両等保有状況

名 称		車庫	ポンプ車	積載車	その他車	備考
消防団本部		1			1	
湯船分団	第1部	1	1			
	第2部	3		3		
東分団	第1部	1		1		
	第2部	1		1		
	第3部	1		1		
	第4部	1		1		
中分団	第1部	1		1		
	第2部	1		1		
	第3部	2		2		
	第4部	1		1		
	第5部	1		1		
	第6部	1		1		
西分団	第1部	1		1		
	第2部	1		1		
	第3部	2		2		

資料22 水防活動実施報告書

水防活動実施報告書

年 月 日

作成責任者



増水の概要		はん濫注意水位		m		川			
		雨量		mm					
水防実施箇所		川 岸		地先		右		m	
						左			
日時		自 至		年 年		月 月		日 日	
出動		消防団員		職員		その他		合計	
人員		人		人		人		人	
水防作業の概況及び工法		箇所		m		工法			
水防の結果	効果	m	m ²	m ²	戸	m	m	人	その他
	被害	m	m ²	m ²	戸	m	m	人	
使用機材	かます・俵			居住者の出動状況					
	万年・土俵								
	なわ								
	丸太			水防関係者の死傷					
	その他								
				雨量 水位の状況					
水防に関する自己批判備考									

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

水防活動実施報告（速報）

年 月 日

和束町長

山城南土木事務所あて

下記のとおり報告します。

水防管理団体名 土木事務所名	水防活動 延人数	水防活動費 (A)	使用（消費）資材費			合計 (A+B)	水防活動を 実施した日	備考
			主要 資材	その他 資器材	小計 (B)			
	人	円	円	円	円	円		

注1．主要資材とは俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘かすがい、蛇籠及び置石である。

注2．用紙はA4書とする。

資料23 災害対策用ヘリコプター離着陸場

名 称	所 在 地	緯 度	管理者	指定緊急 避難場所指定	水没危険
		経 度			
和東運動公園 グラウンド	和東町白栖猪ヶ口 25	緯度 34 度 47 分 43	町長 0774- 78-3001	有	無
		経度 135 度 53 分 41			

資料24 災害時応援協定の締結一覧

No.	協定名	協定の相手方	締結年月日	備考
1	災害時におけるエルピーガス等の供給に関する協定書	社団法人 京都府エルピーガス協会 城南支部	平成 20 年4月1日	
2	災害時における医療救護活動についての協定書	木津川市・笠置町・精華町・南山城村	平成 19 年3月 12 日	
3	木津川市・相楽地区消防相互応援協定書	木津川市・笠置町・精華町・南山城村・相楽中部消防組合	平成 23 年4月1日	
4	災害時における応急対応に関する協定書	東石油店	平成 24 年1月1日	
5	災害時におけるボランティア活動等に関する協定書	和東町社会福祉協議会	平成 27 年3月 10 日	
6	災害時における飲料の提供協力に関する協定書	近畿コカ・コーラボトリング(株)	平成 20 年 11 月 18 日	
7	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人 コメリ災害対策センター	平成 27 年6月 23 日	
8	災害時等における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	社会福祉法人 和楽会	平成 27 年6月5日	
9	災害時及び平常時における和東町と山城木津郵便局及び和東郵便局との協力に関する協定書	山城木津郵便局 和東郵便局	平成 28 年 12 月 9 日	
10	特設公衆電話の設置・利用に関する協定	西日本電信電話株式会社京都支店	平成 29 年3月 27 日	
11	大規模災害時における災害査定業務支援に関する協定	京都府内 22 市町(本町含む) 公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関西支部	令和3年3月25日	
12	大規模災害時における災害復旧支援に関する協定	京都府内 22 市町(本町含む) 公益社団法人日本下水道管路管理業協会	令和3年3月25日	
13	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	2022(令和4)年2月22日	
14	災害時等における相互支援に関する協定書	笠置町・南山城村	令和5年11月 30 日	
15	大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	関西電力送配電株式会社 京都本部 伏見配電営業所	令和6年7月30日	
16	和東町・日本下水道事業団災害支援協定	日本下水道事業団	令和6年10月1日	